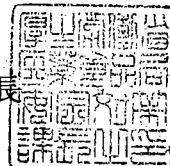




薬食安発 0121 第 1 号
平成 23 年 1 月 21 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長



米国産のウシ由来物を原材料として製造される医薬品等を使用する患者への情報提供について（依頼）（その 14）

標記については、平成 18 年 3 月 31 日付け薬食安発第 0331001 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知「米国産のウシ由来物を原材料として製造される医薬品等を使用する患者への情報提供について（依頼）」等により、貴職に対し依頼したところである。

今般、薬事・食品衛生審議会におけるリスクの判断を受け、新たに承認される等した別添の医薬品及び医療機器についても、患者向け説明文書を作成し、すべての納入医療機関に配付するよう、製造販売業者に指示したところである。

ついては、別添の医薬品及び医療機器について、関係医療機関において患者向け説明文書又はその他の適当な文書を用いて患者に対し説明が行えるよう、貴管下の製造販売業者に対し、当該医薬品及び医療機器の納入医療機関への説明文書の配布等に関し指導願いたい。

なお、医療関係団体等に別途協力依頼を行ったので、御了知願いたい。



別添

成分名・種類	販売名（製造販売業者）	主な用途
イミグルセラーゼ（遺伝子組換え）※ ¹ ※ ²	セレザイム静注用 200 単位、同 400 単位（ジェンザイム・ジャパン）	ゴーシェ病の諸症状（貧血、血小板減少症、肝脾腫及び骨症状）の改善
B型ボツリヌス毒素※ ¹	ナーブロック筋注 2500 単位（エーザイ）	痙性斜頸治療剤
人工心臓弁※ ¹	カーペンター エドワーズ牛心のう膜僧帽弁プラス T F X（エドワーズライフサイエンス）	心臓弁膜症の治療（心臓弁の置換）

※1 米国産ウシ由来の原材料を使用

※2 カナダ産ウシ由来の原材料を使用